平成２４年（フ）第７３８号
愛知県豊明市二村台３丁目３番地１　豊明団地52棟203号
債務者　稲井真由美
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３８号
名古屋市南区笠寺町字柚ノ木22番地の６
債務者　髙島　良行
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７０号
愛知県西尾市上矢田町熊子113番地、前住所愛知県西尾市楠村町山崎35番地４
債務者　朝弘　　晃
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
島根県安来市安来町1944、住民票上の住所島根県安来市汐手が丘18番４号
債務者　田淵　　清
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５号
島根県安来市安来町1944、住民票上の住所神奈川県鎌倉市岡本１丁目22番11号
債務者　田淵　弥生
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５号
岡山県井原市芳井町吉井68番地１
債務者　江木　博子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目293番地５フラッツみやぎ201
債務者　外間美奈子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５８７号
札幌市東区北40条東７丁目２番３―402号
債務者　星　　博文
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９２号
札幌市中央区南５条西７丁目７番地１　フィレンツェ札幌602号
債務者　山本留美子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６５号
札幌市中央区南22条西11丁目１番15号　コーポ薮中201号
債務者　川端留美子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
山形県酒田市東大町３丁目10番地の16
債務者　皆川　和弘
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１１２号
群馬県安中市磯部３丁目４番９号
債務者　荒木　澄江
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１１３号
群馬県安中市磯部３丁目４番９号
債務者　荒木　　亨
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１１５号
群馬県安中市古屋751番地６
債務者　今井喜美子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２７９号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目21番地４　サニーヒルズ105
債務者　眞津野とみ
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２９２号
埼玉県川越市大字山田344番地１　プリート201号室、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金835番地15　コスモ若葉ナチュール504号
債務者　垂見　康弘
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２９４号
埼玉県川越市大字砂新田408番地25
債務者　荒井友季子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部